

# 三鷹市指名停止基準

(目的)

第1条 この基準は、三鷹市における契約事務の厳正な執行を確保するため、有資格者（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定により、市長が定めた競争入札参加者の資格を有する者をいう。以下同じ。）に対する指名停止等の措置に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(指名停止)

第2条 有資格者が別表左欄に掲げる措置要件のいずれかに該当する場合は、事情に応じて同表右欄に掲げるところにより期間を定め、当該有資格者について指名停止を行うものとする。ただし、指名停止に至らない場合は、当該有資格者に対し、書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができる。

2 既に指名停止期間中の有資格者が、当該事案と異なる事案によって措置要件に該当することとなった場合は、その時点から重複して指名停止を行うものとする。ただし、指名停止に至らない場合は、前項ただし書の規定による。

(下請負人及び共同企業体に関する指名停止)

第3条 前条の規定により指名停止を行う場合において、当該指名停止に係る有資格者に、その責めを負うべき有資格者である下請負人があることが明らかとなったときは、当該下請負人について、元請負人の指名停止の期間の範囲内で事情に応じて期間を定め、指名停止を行うものとする。

2 共同企業体について指名停止を行うときは、当該共同企業体の有資格者である構成員（明らかに当該指名停止について責めを負わないと認められる者を除く。）についても、当該共同企業体の指名停止期間の範囲内で期間を定め、指名停止を行うものとする。

(事務手続)

第4条 市長は、別に定める三鷹市競争入札等審査委員会（以下「委員会」という。）の協議を経て、指名停止の措置を行うものとする。ただし、有資格者が別表の5の項又は6の項に該当するとき、その他特に必要があるときは、委員会の協議を経ることなく、当該有資格者について、直近の委員会の協議を経るまでの間、指名停止を行うことができる。

2 指名停止を行ったときは、指名停止期間が満了するまで三鷹市が行う一般競争入札又は指名競争入札に、当該指名停止に係る有資格者を参加させ、又は指名してはならない。指名停止を行った有資格者が、現に一般競争入札において入札参加者となっているとき、又は指名競争入札において指名されているときは、それを取り消すものとする。

(指名停止期間の特例)

第5条 有資格者が一の事案により別表左欄に掲げる措置要件の二以上に該当した場合は、最も長い期間となる措置要件を適用し、指名停止期間を定めるものとする。

2 次の各号のいずれかに該当する場合は、別表右欄に掲げる期間の範囲内で、通常の措置に加算して指名停止期間を定めることができる。

(1) 有資格者が、別表の措置要件に係る指名停止期間中又は指名停止期間満了後1年を経過するまでの間に、再び別表の措置要件に該当することとなったとき。

(2) 有資格者が、別表の5の項、6の項又は7の項の措置要件に係る指名停止期間中又は指名停止期間満了後3年を経過するまでの間に、再び別表の5の項、6の項又は7の項のいずれかの措置要件に該当することとなったとき（前号に掲げる場合を除く。）。

(3) 別表の5の項、6の項又は7の項に該当する場合で、有資格者である個人又は有資格者である法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認めべき肩書を付した役員を含む。）が主導的役割を果たしたとき、又は当該行為が極めて広域的に行われたとき。

(4) その他特に必要であると認めるとき。

3 次の各号のいずれかに該当する場合は、別表右欄に掲げる期間の範囲にかかわらず、通常の措置よりも短縮して指名停止期間を定めることができる。

(1) 別表の4の項に該当する場合で、事後処理が適切になされたと認められるとき。

(2) 情状酌量すべき特別の事由等があると認めるとき。

(3) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。）第7条の2第7項、第8項又は第9項の規定による課徴金減免制度が適用されたとき。

(4) その他特に必要であると認めるとき。

4 指名停止の措置要件に該当することとなった事実又は行為が極めて悪質な場合は、別表右欄に掲げる期間の範囲にかかわらず、3年を限度として指名停止期間を定めることができる。

5 指名停止期間中の有資格者について、必要があると認めるときは、別表に掲げる期間の範囲内で、指名停止期間の変更を行うことができる。

6 指名停止期間中の有資格者が、指名停止の措置要件に該当することとなった事実又は行為について責めを負わないことが明らかとなったときは、当該有資格者に係る指名停止の解除を行うものとする。

(指名停止の通知及び公表)

第6条 第2条の規定により指名停止を行い、前条第5項の規定により指名停止の期間を変更し、又は前条第6項の規定により指名停止を解除したときは、当該有資格者に対し遅滞なく通知するとともに、当該有資格者名、期間及び理由等を公表するものとする。

(随意契約の相手方の制限)

第7条 指名停止期間中の有資格者を随意契約の相手方としてはならない。

2 前項の規定にかかわらず、契約の種類、履行場所等から判断して、特に必要であると認める場合は、委員会の協議を経て、指名停止期間中の有資格者を随意契約の相手方とすることができる。

(下請等の禁止)

第8条 指名停止期間中の有資格者が三鷹市の契約に係る工事等の全部若しくは一部を新たに下請し、又は受託することを承認してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、契約の種類、履行場所等から判断して、特に必要であると認める場合は、委員会の協議を経て、指名停止期間中の有資格者に一部を下請し、又は受託することを承認することができる。

(指名停止の特例)

第9条 指名停止期間中の有資格者であっても、将来的な利益等を勘案し、特に必要であると認められる場合は、当該契約について指名停止の取扱いとしないことができる。

附 則

この基準は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

1 この基準は、平成21年2月1日から施行する。

2 この基準の施行の日から平成21年3月31日までの間における第5条第4項及び別表の規定の適用については、同項中「3年」とあるのは、「2年」と読み替えるものとし、同表中「36月」とあるのは、「24月」とする。

附 則

この基準は、平成25年4月1日から施行する。

別 表

措 置 要 件	期 間
<p>1 虚偽記載 三鷹市及び関連する団体（以下「三鷹市等」という。）が発注する契約に係る一般競争入札又は指名競争入札において、当該入札に係る競争入札参加資格審査申請書その他の入札前の調査資料に虚偽の記載をし、契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1月以上6月以内</p>
<p>2 過失による粗雑履行 三鷹市等発注の契約に関し、故意又は過失により履行を粗雑にしたと認められるとき（かしが軽微であると認められるときを除く。）。</p>	<p>当該認定をした日から 1月以上12月以内</p>
<p>3 下請負管理 三鷹市等発注の工事請負等契約に関し、下請事業者への下請代金の不払や支払遅延、下請事業者が賃金不払等を発生させた場合において、円滑な事後処理を怠るなど、元請事業者としての下請施行の管理が著しく不相当と認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1月以上12月以内</p>
<p>4 契約履行上の事故 (1) 三鷹市等発注の契約に関するもの ア 公衆に死者を出し、又は広範囲にわたる公衆が被害を受け、社会的及び経済的に損失が大きいとき。 イ 公衆に傷害を与え、又は事故周辺の公衆が被害を受けたとき。 ウ 従業員に死者又は負傷者を出したとき。 (2) 三鷹市等以外が発注した契約に関するもので、公衆又は従業員に死者を出し、又は広範囲にわたる公衆が被害を受け、社会的及び経済的に損失が大きいとき。</p>	<p>当該認定をした日から 3月以上24月以内 2月以上12月以内 1月以上12月以内 1月以上12月以内</p>
<p>5 贈賄 (1) 有資格者である個人、有資格者である法人の役員又は使用人（以下「有資格者である個人等」という。）が、三鷹市等の職員に対する贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで起訴されたとき。  (2) 有資格者である個人等が、三鷹市等以外の公共機関（刑法（明治40年法律第45号）その他の法律により贈収賄に関する規定の対象となる機関をいう。）の職員に対する贈賄の容疑により逮捕又は起訴されたとき。</p>	<p>逮捕又は起訴を知った日から 6月以上36月以内  3月以上24月以内</p>

措 置 要 件	期 間
<p>6 競売入札妨害又は談合 有資格者である個人等が、刑法上の競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで起訴されたとき。</p> <p>(1) 三鷹市等発注の契約に関するもの (2) 三鷹市等以外が発注した契約に関するもの</p>	<p>逮捕又は起訴を知った日から</p> <p>6月以上36月以内 2月以上24月以内</p>
<p>7 独占禁止法違反行為 業務に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に違反し、契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p> <p>(1) 三鷹市等発注の契約に関するもの (2) 三鷹市等以外が発注した契約に関するもの</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>6月以上36月以内 2月以上24月以内</p>
<p>8 建設業法違反行為 建設業法（昭和24年法律第100号）に違反し、契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p> <p>(1) 三鷹市等発注の契約に関するもの (2) 三鷹市等以外が発注した契約に関するもの</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>2月以上12月以内 1月以上6月以内</p>
<p>9 あっせん利得処罰法違反行為 公職にある者等のあっせん行為による利得等の処罰に関する法律（平成12年法律第130号）に違反（契約に関するものに限る。）し、契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p> <p>(1) 三鷹市等発注の契約に関するもの (2) 三鷹市等以外が発注した契約に関するもの</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>6月以上24月以内 2月以上12月以内</p>
<p>10 不正又は不誠実な行為</p> <p>(1) 前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適当であると認められる場合</p> <p>(2) 前項に掲げる場合のほか、有資格者、その役員又は使用人が違法行為等を行い、契約の相手方として不適当であると認められる場合</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>2月以上9月以内</p> <p>2月以上9月以内</p>